

令和8年度

事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

Mission・Vision・Value(MVV)に基づき、ソフトテニスの普及振興により、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、「普及振興事業」「競技力向上事業」「国際振興事業」の3つの柱に加え、中期財務計画に沿って「組織・財政基盤の強化」を推進し、定款に定められた事業を推進する。

壁を越えたコミュニケーションを実現し、人権および自然環境等に配慮した持続可能なソフトテニスを社会にアピールする。

I. ソフトテニスの普及振興事業

1. ソフトテニスの普及活動

(1) MVV に基づき、ソフトテニスの普及活動計画を策定し、ソフトテニスを社会にアピールすると共に新たな会員の増加を目指す。特に未就学児および小・中学生への普及活動を学校加盟団体と協力して実施する。

(2) 登録人口問題対策委員会、生涯スポーツ委員会の業務を統合し、特別委員会として普及計画委員会を設置し、指導者育成、競技、強化、審判、国際、広報等の委員会と連携して、国内外で普及活動を実施する。国内においては、以下の事業を実施する。

①地域クラブ設置推進事業

スポーツ少年団及び小学生クラブチームも対象とした中学生競技者の定期的な活動に関する支援(ジュニア・ユーススポーツの活性化を目的とした定期的な活動であること)

②指導者確保・資質向上事業

指導者の資質向上に関する施策への支援(JSPO 公認指導者資格・2級審判員資格の新規取得)

③競技志向大会事業

令和8年11月下旬に第1回中学生クラブ選手権大会を開催する。

④レクリエーション志向大会事業

中学生(U15)による都道府県規模の「チーム」を対象としたグレード別大会の開催に向けた支援(現存する学校部活動やクラブチームを問わず、誰とでも「チーム」を編成して参加することができる大会であること。)

⑤休日活動支援事業

中学生(U15)を対象にした定期的な休日の活動に対する支援(年間12回程度。学校や年代を越えた練習会や交流会等であること。)

(3) 大会運営のなかで、普及振興に関する事業を可能な限り実施する。

(4) 地域クラブ、ジュニアクラブ等へ育成および運営支援のための会員登録料還元率の見直しを行う。

(5) 各加盟団体事業を推進するための補助金制度について検証と検討を行う。

- ・小学生大会への補助(47都道府県×@30,000円)

- ・中学生大会への補助(47都道府県×@30,000円)

- ・ソフトテニス愛好者増加対策事業への補助(47都道府県×@100,000円)

- ・地域におけるソフトテニス振興と競技力向上に向けた支援のため、ナショナルチーム選手を派遣する。

(6) 関係委員会・加盟団体担当者による具体的な取組の検討

各加盟団体等で抱えている課題等を情報共有し解決策を検討するため、全国担当者会議を実施する。

(7) 上記に関連した広報活動を行う。

2. 大会の開催および運営

- (1) 国内競技会を大会実施要項に基づき実施する。
- (2) 全日本選手権大会の開催地の固定化実施に向け継続調整する。
- (3) 7月、8月期開催の大会を移動・合併するよう検討する。(近年の猛暑により開催するには危険が生じる為)
- (4) 大会運営体制について費用対効果を考察するとともに、大会の規模や開催方法について継続検討する。
- (5) 日本最高峰のリーグとして ST リーグを位置づけ、トップリーグとしての制度および大会運営方法について検討する。
- (6) 全日本選手権大会、ミックスダブルス選手権大会、およびスポーツマスターズ大会の開催方法について検討する。
- (7) 国民スポーツ大会における監督が所有する審判資格について検討する。
- (8) アントラージュ(選手をサポートする関係者)教育の推進と普及を行う。
- (9) 全日本小学生選手権大会の個人戦におけるベンチコーチについて検討する。

3. 地域大会の支援

地域等における競技会開催の支援として補助金を交付する。

4. 広報活動の推進

(1) メディアリレーションの強化

2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向け、メディアの記者や編集者と良好な関係を構築し、さまざまな情報開示活動を通じてその関係性を拡充・維持し、さらには良好な露出獲得を狙う。

(2) ホームページのリニューアルの実施

2026年5月を目標に対外的な情報発信を中心としたホームページを公開する。

5. マーケティング活動におけるスポンサー収入の拡大

(1) メニュー開発

ロゴ露出に留まらず、様々な事業を活用し、企業のニーズに応えられるメニュー開発を行う。

(2) セールスチームの立ち上げの検討

事務局員の採用・育成や外部人材による補強により、新規営業・既存営業の収益最大化を目的としたセールスチームの立ち上げを検討する。

6. 各種資格等の制度推進と認定

- (1) 技術等級・審判員制度および指導等級制度に基づいた資格認定を行う。
- (2) 大会参加の資格要件として技術等級資格が定められていない大会においても、資格取得が望ましいとする要項への記載を推進し、技術等級の有資格者の増加を図る。
- (3) (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度有資格者の増加を図る。

7. 各種表彰、顕彰事業の実施

各種表彰を表彰基準により行う。必要に応じて表彰制度及び規程の見直しを行う。

8. 用具・用品・施設の公認

愛好者・競技者が安全で快適にプレーができるよう、適切な用具・用品・施設の使用を推進する。

9. 傷害補償制度の推進

会員登録者に対する傷害補償制度について検証を行い、制度の見直しと円滑な適用を推進する。

10. 医科学研究事業の推進

ソフトテニスにおける全世代的で多様性の高い健康増進・安全管理・競技力向上を目指して、医科学分野の学術的な教育・研究活動を行う。

11. アンチ・ドーピング活動の推進

クリーンでフェアなソフトテニス競技のため競技者だけでなく、指導者やスタッフなど、競技に関わる者に対してアンチ・ドーピング活動を行う。

12. テニスパーク棚倉の利用に関する検討

強化合宿のほか、普及振興の観点から様々なイベントの実施等を行うこととし、テニスパーク棚倉の利用のあり方を検討する。

13. 全国会議・研修会の開催

コンプライアンス研修や加盟団体との意見交換が必要な重要課題に対応するため、加盟団体の代表者による会議・研修会を行う。

II. ソフトテニスの競技力向上事業

国際競技大会でNo.1となるために強化学業を推進する。あわせて、将来の日本を代表する選手の発掘育成のための競技者育成プログラムの推進、選手育成に不可欠な指導者育成に関する事業を実施する。

1. 競技力向上事業の推進

(1) 競技者育成プログラムの推進

- ・競技者育成プログラム(Step-3・Step-4)の実施内容について見直しを行う。
- ・Step-4 とジュニアジャパンカップ大会の開催方法および規模等について継続検討する。

(2) 強化合宿の実施

(3) 強化合宿のほか、小・中・高校生に対する強化・普及活動も取り入れたテニスパーク棚倉のあり方を検討する。

(4) 国際大会等、海外への選手等の派遣

(5) 強化スタッフの大会視察派遣

(6) アンチ・ドーピング教育の推進

- (7) 情報収集および分析結果の活用
- (8) 医科学研究の活用
- (9) ナショナルチーム、全日本アンダーチームにコンプライアンス教育を行いトップアスリートとしての人間力向上をサポートする

2. ソフトテニスの指導者育成

公認指導者の増加を図るとともに、資質と指導力の向上や地域での活動促進等を通じて競技の普及に取り組むため、次の事業を行う。

- (1) スタートコーチ(教員免許状所持者含む)及びコーチ1養成事業を促進するとともに、(公財)日本スポーツ協会が開設した指導者マッチングサイトの周知を図り、運動部活動の地域移行に伴う指導者不足等に対応する。
- (2) 公認スポーツ指導者養成講習会マニュアル(コーチ2及びコーチ3)の改訂版の作成について検討する。
- (3) 指導者向けのコンプライアンス研修の開催について検討する。
- (4) コーチ2及びコーチ3の有資格者増加対策として、国民スポーツ大会の監督資格を現行のコーチ1から引き上げることについて検討する。

3. 全国的な指導者研修会の実施

令和7年度に引き続き、市町村レベルで未就学児、および小・中学生に対する普及振興策を検討するための研修会を開催する。

III. ソフトテニスの国際振興事業

- (1) 愛知名古屋 2026 アジア競技大会における国際交流をもとに、ドーハ 2030 大会、リヤド 2034 大会を通してソフトテニスの国際的な地位向上のため、国際ソフトテニス連盟(ISTF)、アジアソフトテニス連盟(ASTF)に積極的に参画し、世界で愛されるソフトテニスを目指す。
- (2) ISTF、ASTF、各国ソフトテニス連盟(NF)と連携し、国際大会の定期的な開催を推進し、種目のルール化、ランキング制度の導入等を検討するとともに、国際大会への積極的な選手派遣を行っていく。
- (3) 国際普及のために動画の作成、発信を行うとともに、用具、用品の各国への支援及び購入ルート確立について検討する。
- (4) 将来的なオリンピック参入の啓発活動と調査に努める。

〔各事業を推進するための組織と財政の強化、共通施策〕

各事業を推進するためには、組織内での壁を越えたコミュニケーションの充実を図り、組織と財政基盤の強化、組織の健全運営が必要となる。共通施策として、次の事業を実施する。

1. 体制の強化

- (1) ガバナンスコードに基づいた組織運営を確保するため関係委員会における課題解決の推進と、役員等の体制の整備を行う。
- (2) 加盟団体の組織運営においてガバナンスおよびコンプライアンスの強化を図る。
- (3) 運営本部を中心とした効率的な組織運営を継続し、組織内での壁を越えたコミュニケーションを図り、委員会・部会組織の業務および連携関係の見直しをする。

(4) 事務局体制の強化に向け、人材育成基本方針に基づき、現状把握と課題整理を行う。具体的には、次のような項目について、社会保険労務士等とも相談の上、職員に対し十分な説明と理解を得た上で試行的に実施し、評価制度に基づいた賃金体系への令和 9 年度からの移行の実施可能性について検証を行う。

- ・職員の能力を客観的に把握し、人材の抜擢や最適配置に繋げるための「人材マップ」を作成
- ・この人材マップに基づく研修計画の策定と可能なものからの実施
- ・年次目標管理シートによる業務評価の実施

これらの現状把握と課題整理も踏まえ、役職員、評議員等のほか、必要に応じて外部有識者の協力も得て、人材の採用及び育成に関する計画策定の準備を進める。

2. 青少年の健全育成および環境への取組

(1) スポーツパーソンとしての倫理教育、青少年の健全育成の推進

スポーツ活動を通して自己責任及びフェアプレイの精神を身につけると共に、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力の向上や他人に対する思いやりなど豊かな人間性の育成に取り組む。

(2) 環境への取組

大会時に環境宣言・フェアプレイ宣言の横断幕の掲示および推進を行う。

(3) 指導者研修会や審判検定会および研修会においてマナーブック抜粋版を活用し、観客および応援者にソフトテニスを楽しむための応援マナーを周知する。

3. 暴力やハラスメント等の不適切行為の根絶

(1) 「倫理規程」、「内部通報規程」、「懲戒手続規程」等について加盟団体や関係者への周知を図るとともに、役員や関係者等に対するコンプライアンス研修を通じて、ソフトテニス界から暴力やハラスメント等の不適切行為が根絶されるよう努める。

(2) 内部通報窓口の通報先をHPに掲載し、相談窓口については設置を検討していく。

4. 会員登録制度の推進

運営基盤の確立と競技人口把握のため、会員登録制度の検証と見直しを行う。令和 7 年度に移行した新システムでの登録をさらに進めるため、利用者に情報を提供する。

5. 財務計画の策定と財源確保

事務局の売却利益を移転先の JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(JSOS)の賃貸料に充てつつ、複数年での収支予測による財務計画を策定し、マーケティング・プランニング委員会等との連携を行い、財源確保を図る。

6. MVV をもとに令和 8 年度の事業計画を踏まえて、中期基本計画(2027 年度～2031 年度)を構想し、長期基本計画(未来構想)(2022 年度～2041 年度)につなげる。